

生物多様性国家戦略の策定（法定化）について

（１）国家戦略策定（法定化）の趣旨

わが国は、これまで生物多様性条約第 6 条の規定により、生物多様性国家戦略を策定しており、現行の第三次国家戦略は、平成 19 年 11 月に閣議決定した。

その後、平成 20 年 5 月に生物多様性基本法が制定され、第 11 条に生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定された。

現時点で法に定める国家戦略は無い状態のため、同法に基づく国家戦略を早期に策定する必要がある。

また、国家戦略策定後に、生物多様性基本法の制定のほか、COP10 の名古屋開催決定、G 8 環境大臣会合の開催など、生物多様性に関する国内外における大きな動きがあった。これを踏まえ、内容を充実させる方向で、生物多様性基本法に基づく国家戦略を策定（法定化）する。

（２）国家戦略策定の基本方針

生物多様性基本法に基づく新たな国家戦略の策定（法定化）にあたっては、

- ① COP10 を視野に、政府として取り組む事項を追加するとともに、現行の第三次国家戦略策定後の施策の進捗や状況の変化を反映する。
- ② 原則として、第三次国家戦略の構成・計画期間（概ね平成 24 年度まで）等の基本的骨格は維持する。
- ③ 新しく定める国家戦略は、COP10 終了後に、COP10 の成果も踏まえて改定作業に着手する。

（３）これまでの検討の状況

これまでに、自然環境・野生生物合同部会を 1 回、生物多様性国家戦略小委員会を 3 回開催し、上記（２）の基本方針の検討・合意、各省施策（環境省、農林水産省、国土交通省）のヒアリング、関係団体（NGO、地方公共団体、経済団体）からのヒアリング等を行った。

その後、主要新規事項の検討（第 2 回小委員会 8/26）等を経て、第 3 回小委員会（9/30）では、これまでに出された意見をもとに国家戦略第 1 部素案（事務局案）を提示。それに対して、生物多様性の主流化や COP10 に向けた取組等をはじめ、さまざまな御意見をいただいたところ。

現在、第 3 回小委員会の指摘を踏まえ、第 1 部素案の修正作業と、これを踏まえた第 2 部素案（事務局案）の作成を関係省庁と進めているところ。

2. スケジュール

7月9日	自然環境・野生生物合同部会（第1回） <ul style="list-style-type: none">・ 国家戦略見直しに係る諮問・ 生物多様性国家戦略小委員会の設置・ 検討の進め方
7月28日	生物多様性国家戦略小委員会（第1回） <ul style="list-style-type: none">・ 第三次生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果・ 各省施策ヒアリング（環境省、農林水産省、国土交通省）
8月26日	生物多様性国家戦略小委員会（第2回） <ul style="list-style-type: none">・ 関係団体からのヒアリング（兵庫県、川崎市、生物多様性市民ネットワーク、経団連自然保護協議会）・ 主要新規事項検討
9月30日	生物多様性国家戦略小委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none">・ 素案検討（第1部案文について審議）
11月24日	生物多様性国家戦略小委員会（第4回） <ul style="list-style-type: none">・ 案文検討（全案文について審議）
12月～1月	パブリックコメントの募集（30日間） <ul style="list-style-type: none">・ 生物多様性国家戦略（案）・ 第三次国家戦略の実施状況の点検結果（案）
2月目途	自然環境・野生生物合同部会（第2回） <ul style="list-style-type: none">・ 案文検討
2月目途	自然環境・野生生物合同部会（第3回） <ul style="list-style-type: none">・ 答申
3月目途	閣議議決定（生物多様性国家戦略決定）